

# メンタルヘルスケア導入提案事業 特約店業務委託契約書

株式会社パブリックインフォメーション（以下甲とする）と、\_\_\_\_\_（以下乙とする）は、メンタルヘルスケア導入提案事業に関して以下の通り特約店業務契約を締結し、甲は乙に以下の業務を委託する。

## 第1条（目的）

甲は乙に対して本サービスの利用者（以下「顧客」という）に、本サービスの導入提案を行うもしくは販売代行を行うスキームを定めるものである。

## 第2条（特約店権の付与）

甲は乙に対して以下の規定に従い、乙に於いて甲が定めた商号、商標、マーク等を使用して統一的なイメージのもとに本契約に係る事業を経営する権利（以下「特約店権」）を付与する。

## 第3条（禁止条項）

### ①特約店権利の譲渡・売買

原則として特約店権利の譲渡、売買はできないものとします。（相続は可）

### ②IDパスワードの共有

ID・パスワード等の第三者との共有は、これを禁止します。

### ③情報の販売

特約店として取得した事業情報、経済情報、不動産情報などの、情報の販売はこれを禁止します。

### ④個人情報の漏えい

特約店として知りえた第三者の個人情報の漏えいについてはこれを禁止します。

### ⑤その他関連法に反する行為。

上記禁止事項に違反した場合、甲は乙に対して契約の解除や手数料の支払い停止・権利行使の停止等の罰則を科すことができるものとする。

## 第4条（経営指導等）

甲は乙及びその従業員に対して、委託業務のノウハウの実施につき適当と認める範囲内で指導を行い、その技術及びノウハウを習得させるものとする。

その場合の費用は交通費などを含め乙の負担とする。

## 第5条（委託契約業務の内容）

乙は、甲がおこなう下記の業務の委託を受け、引き受けるものとする。

株式会社 About with(アバウトウィズ)が行う、法人向けメンタルヘルスケア導入提案（本サービス）

## 第6条（甲の業務役割）

乙から譲り受けた、本サービス見込顧客を、本サービス施行企業に所定の手続きにより譲り渡すものとする。

## 第7条（乙の業務役割）

本サービス見込顧客に対して、本サービス内容の概要を提示し乙に譲り渡すものとする。

## 第8条（業務手数料）

- 1 顧客に対して成約した本サービス導入費用の、各種費用の5%とする。
- 2 乙の紹介した特約店が、乙のフォローアップ、経営指導により顧客に対して成約した本サービス導入費用の、各種費用の3%とする。
- 3 本サービスを顧客が継続することを決定した場合、本条1項の定める手数料を支払うものとする。

## 第9条（手数料の支払い方法）

- 1 甲は乙に対して、第8条に基づき発生した手数料を毎月月末に締め、翌々月末までに乙の指定する銀行口座に振込み、支払うものとする。
- 2 甲は乙に対して、第8条に基づき発生した手数料明細を締めの翌月末までに文章にて報告する。
- 3 顧客の契約不履行による支払い遅延により契約が解除になった場合、支払われた期間と残金に対する割合で、乙は支払われた手数料を戻入するものとする。
- 4 本サービスに対する、助成金エントリーが受理されず、本サービス施行企業が顧客に費用を返金することになった場合も乙は支払われた手数料を戻入するものとする。

### 【乙振込先指定口座】

銀行名	銀行	支店
口座番号		
口座名義		

---

## 第10条（特約店業務委託契約の締結条件）

- 1 乙は、本特約店業務委託契約をするにあたって契約締結前若しくは契約締結後速やかに実費にて、研修を受けるものとする。

## 第11条（契約期間）

本契約の有効期限は、本契約の締結日より1年間とし、期間満了3ヶ月前までに双方から別段の申し出が無い場合には、1年間延長され、以後も同様とする。

## 第12条（秘密保持）

- 1 本契約でいう「機密事項」とは甲乙双方が、事業推進目的で情報開示する既定の情報の他、事業スキームの研究、開発に向けて協議中である内容を含み、双方によって開示若しくは提供されるものをいう。

個人情報については、個人情報の保護に関する法律（法律第五十七号）に基づいて規定する。

## 2 守秘義務

- (1) 乙は甲から受けた機密事項を第三者に漏洩してはならない。
- (2) 乙は提供を受けた機密事項を厳重に管理し、保持する義務を負う。
- (3) 事業目的の達成のために必要最小限度の範囲での双方が承認した者に限り、提供を受けた機密事項を第三者に開示するものとする。
- (4) 乙が事業目的の達成のために、外部の専門家、試験研究施設等に鑑定その他の目的で機密事項を開示する必要がある場合、事前に開示する相手方、開示の目的、開示の必要性、開示する情報の範囲を記載した書面による申し出をなし、甲の書面による承諾を得なければならない。
- (5) 第三者に情報の一部を開示する場合には、第三者に対し、同様の守秘義務を負わせなければならない。

## 3 有効期間

機密保持の有効期間は、甲と乙が正式な契約を交わすにあたり、守秘義務が発生し、本契約終了後も義務は継続する。

## 4 損害賠償

本契約による情報提供期間内又は期間後に、甲または乙が委嘱した第三者が故意又は過失により機密事項を第三者に漏洩した場合、甲または乙に対し、これにより生じた損害を賠償する義務を負う。

## 第13条（契約解除）

- 1 当事者の一方が次の各号のいずれかに該当した場合には、他方当事者は、何らの催告を要すことなく、本契約を直ちに解除することができる。
  - (1) 自ら振り出した手形または小切手が不渡り処分を受ける等、支払停止の状態に至った場合。
  - (2) 差押え、仮差押え、仮処分、競売または強制執行の申し立てを受けた場合。
  - (3) 破産手続開始、民事再生手続開始または会社更生手続開始の申し立てを受け、または自らこれらの申し立てをした場合。
  - (4) その他当事者間の信頼関係を著しく損ない、本契約を継続しがたい重大な事由が発生した場合。
  - (5) 株式会社パブリックインフォメーションが規定する Basic organizer の資格を失った場合。
2. 本条の定めに基づいて本契約を解除し、そのことによって損害が生じた場合、甲は乙にその損害の賠償を請求することができるものとする

#### 第14条（反社会的勢力の排除）

1. 各当事者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを表明し、保証する。
  - (1)自らまたは自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下、総称して「暴力団員等」という）であること。
  - (2)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - (3)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - (4)自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
  - (5)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - (6)自らの役員または自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
  - (7)き関係を有すること。
2. 各当事者は、他方当事者が前項に違反した場合は、本契約を解除することができるものとし、他方当事者が被った損害の賠償を請求できるものとする。

#### 第15条（協議）

本契約に定めなき事項または解釈に疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、解決するものとする。尚、本契約に基づく一切の紛争については、甲本店所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする

本契約の成立を証するため、本書面2通作成し甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 株式会社パブリックインフォメーション  
ラテストソリューション事業部  
代表取締役 武田忠臣

乙